

公害防止の実施に係る細目に関する覚書
(修正案)

下 関 市
長府バイオパワー合同会社

公害防止の実施に係る細目に関する覚書

下関市（以下「甲」という。）と長府バイオパワー合同会社（以下「乙」という。）とは、令和 年 月 日に両者間で締結した公害防止に関する協定（以下「協定」という。）に基づき、公害防止の実施に係る細目について、次の条項により覚書を締結した。

（大気汚染防止対策に係る措置）

第1条 協定第2条の措置は、別表第1のとおりとする。

（水質汚濁防止対策に係る措置）

第2条 協定第3条の措置は、別表第2のとおりとする。

（温排水抑制対策に係る措置）

第3条 協定第4条の措置は、別表第3のとおりとする。

（騒音防止対策に係る措置）

第4条 協定第5条の措置は、別表第4のとおりとする。

（振動防止対策に係る措置）

第5条 協定第6条の措置は、別表第5のとおりとする。

（測定項目等）

第6条 協定第8条第1項の定めによる測定項目、その測定方法等は、別表第6のとおりとする。

2 協定第8条第1項の定めによる測定結果（別表6 測定頻度の欄中「連続」とある測定方法に係る測定項目の測定結果を除く。）の報告は、測定した日の属する月の翌月の末日までに行うものとする。

（事前協議の対象施設）

第7条 協定第9条の重大な変更とは、協定第2条から第6条までの措置の必要があると甲が認める施設及び設備の能力について、変更をするもの（甲が重大な変更であると認めるものに限る。）をいう。

（立入調査）

第8条 協定第10条第2項の定めにより甲の派遣する者は、甲の職員、甲が依

頼した学識経験者及び下関市環境審議会委員とし、甲は、あらかじめこれらの者の氏名及び所属を乙に明示する。

(公表の手續)

第9条 甲は、協定第11条の定めにより乙から提出のあった資料を公表しようとするときは、あらかじめ書面によりその旨を乙に通知する。

(疑義の解決)

第10条 この覚書について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

(履行の決定)

第11条 前各条に定めるもののほか、この覚書の履行について必要な事項は、甲乙協議の上、決定するものとする。

以上の覚書締結の証として、この証書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 下関市
下関市長 前田 晋太郎

乙 長府バイオパワー合同会社
代表 ○○ ○○

別表第 1

大気汚染防止対策に係る措置

措置を講ずる事項	措置
ばい煙	ばい煙の発生抑制のため、ボイラーの適切な燃焼管理に努めること。
硫黄酸化物	排出量は、30Nm ³ /h以下とすること。
ばいじん	(1) バグフィルタにより燃焼灰を捕集し、ばいじんの排出量を低減すること。 (2) 排出濃度は、0.3g/Nm ³ (6% O ₂ dry) 以下とすること。
窒素酸化物	排出濃度は、220ppm (6% O ₂ dry)以下とすること。
粉じん	(1) 船からの荷揚げ時は集じん器付エコホッパーを使用すること。 (2) 木質ペレットはコンテナに、PKS 及び竹チップは倉庫もしくはコンテナに保管すること。 (3) 燃料搬送設備にコンベアケーシングや集じん装置を設置すること。

別表第 2 (第 2 条関係)

水質汚濁防止対策に係る措置

措置を講ずる事項	措置
一般排水	
排水処理	pH 調整剤にて処理後、放流すること。
水素イオン濃度 (pH)	5.0～9.0 であること。
化学的酸素要求量 (COD)	160 (120) mg/L 以下であること。
浮遊物質量 (SS)	200 (150) mg/L 以下であること。
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5mg/L 以下であること。
全窒素 (T-N)	120 (60) mg/L 以下であること。
全りん (T-P)	16 (8) mg/L 以下であること。
生活排水	
排水処理	浄化槽にて処理後、放流すること。

備考 一般排水の部 水素イオン濃度 (pH) の項から全りん (T-P) の項まで

に定める措置の値は、排水処理装置出口での値（（ ）内の値は、日間平均値）とする。

別表第3（第3条関係）

温排水抑制対策に係る措置

- | |
|--|
| 1 発電に利用した蒸気の復水冷却方式は、冷却塔方式とすること。 |
| 2 冷却水と復水の温度差を連続して測定し、冷却塔の性能管理を適切に行うこと。 |

別表第4（第4条関係）

騒音防止対策に係る措置

- | |
|---|
| 1 発電所から発せられる騒音は、発電所の敷地境界において次のとおりとすること。 |
|---|

昼間（午前6時から午後9時まで）	夜間（午後9時から午前6時まで）
75 dB 以下	70 dB 以下

- | |
|--|
| 2 発電所の設備、機器等は、低騒音型のものを採用し、コンテナ配置による遮音対策を行うとともに、定期点検を実施して性能維持に努め、整備不良による騒音の発生を回避すること。 |
|--|

別表第5（第5条関係）

振動防止対策に係る措置

- | |
|---|
| 発電所の設備、機器等は、低振動型のものを採用し、定期点検を実施して性能維持に努め、整備不良による振動の発生を回避すること。 |
|---|

別表第6（第6条関係）

測定項目及び測定方法等

区分	測定項目	測定方法	測定頻度	測定場所
大気関係	硫黄酸化物の量	自動連続測定器（硫黄酸化物の量の測定法（昭和57年環境庁告示第76号）による方法	連続	排気筒入口
		J I S K-0103に定める方法	2か月に1回以上	
	ばいじん濃度	J I S Z-8808に定める方法	2か月に1回以上	
	窒素酸化物濃度及び量	自動連続測定器（濃度にあつてはJ I S B-7982、量にあつては窒素酸化物の量の測定法（昭和57年環境庁告示第48号）による方法	連続	
		J I S K-0104に定める方法	2か月に1回以上	
水質関係 ・ 一般排水	水素イオン濃度（pH）	任意	連続	排水処理装置出口
		排水基準を定める総理府令（昭和46年総理府令第35号）の規定に基づき、環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号）による方法	6ヶ月に1回以上	
	化学的酸素要求量（COD）	排水基準を定める総理府令（昭和46年総理府令第35号）の規定に基づき、環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号）による方法	6ヶ月に1回以上	
	浮遊物質（SS）			
	ノルマルヘキサン抽出物質（鉱油類含有量）			
	全窒素（T-N）			
	全りん（T-P）			
騒音	山口県公害防止条例施行規則（昭和48年山口県規則第46号）別表第8第1項第4号の表備考第5項による方法	1年に1回以上	敷地境界で3地点	